

平成30年12月27日

第89回 神戸市個人情報保護審議会

防犯カメラの設置について

(教育委員会事務局)

神教委環第 5536 号  
平成 30 年 12 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三 様

神戸市教育長 長 田



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市立学校周辺の市有地等における防犯カメラの設置について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局総務部学校環境整備課

神戸市立学校周辺の市有地等における防犯カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 犯罪もしくは迷惑行為を行う者の画像、音声

上記の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 児童生徒
- 4 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声

## 神戸市立学校周辺の市有地等における防犯カメラの設置について

### 1 目的

近年、住宅供給等による児童生徒数及び学級数の増加に伴い、市内の一部の小中学校では、運動場・体育館だけでは体育の授業のカリキュラムが組めなかったり、休み時間に運動場の利用制限をせざるをえなくなっている。

その対応策として、学校周辺の市有地（都市公園等）を、運動場の代わりに利用しているが、例えば都市公園の場合、入口を施錠することが認められないため、不審者が容易に侵入することができるなど、防犯上の課題がある。

そのため、児童生徒及び教員の安全確保と、犯罪・迷惑行為等の事前防止、事後的に犯罪解明等を容易にするための証拠保全を目的として、運動場の代わりに利用する市有地等（都市公園等）に防犯カメラを設置する。

### 2 防犯カメラの設置及び運用

- (1) 防犯カメラの設置場所は、神戸市立学校が運動場の代わりに利用又は利用予定の市有地等（都市公園等）とする。ただし、体育の授業や休み時間等に利用する場合に限る。
- (2) 撮影範囲は、体育の授業や休み時間等に主に使用する市有地等（都市公園等）とし、周辺に住宅等がある場合、撮影範囲に入らないようにする。
- (3) 防犯カメラは、体育の授業や休み時間等に使用する時間帯に限り作動させる。
- (4) 利用する市有地等（都市公園等）の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

### 3 防犯カメラの装置及び記録データの管理

- (1) 防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うため、当該市有地等（都市公園等）を利用する神戸市立学校の学校長を管理責任者とし、管理責任者が管理上必要と認める者に、防犯カメラ装置を操作させる。
- (2) 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例及び神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい、滅失、改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講じる。
- (3) 記録データの保存期間は、原則1ヶ月以内とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データの修正・加工を禁止する。
- (4) 保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。なお、保存期間を超えて保存が特に必要であると認められる場合は、電子記録媒体に複写して保存する

とともに、延長した保存期間が終了して廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

#### 4 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、設置目的に即して犯罪の捜査及び事故の究明のため、捜査機関に協力する場合や、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合を除き、利用及び外部提供しない。

#### 5 防犯カメラの設置効果

- (1) 防犯カメラの設置により、当該市有地等（都市公園等）を利用する児童生徒及び教員への犯罪もしくは迷惑行為に対する抑止効果が期待できる。
- (2) 記録データによる証拠保全をすることによって、犯罪発生後の犯罪解明等、迅速かつ適切な対応が期待できる。

# 神戸市立学校周辺の市有地等に設置する防犯カメラシステムの運用に関する取扱要領（案）

## 第1 目的

この要領は、神戸市立学校が、運動場の代わりに学校周辺の市有地等（都市公園等）を利用するに当たり、児童生徒及び教員に対する犯罪・迷惑行為等を事前に防止し、もしくは事後的に犯罪解明等を容易にするための証拠保全を目的として、実施機関が設置する防犯カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 防犯カメラの設置運用

### 1 防犯カメラの設置場所

神戸市立学校が運動場の代わりに利用する、学校周辺の市有地等（都市公園等）とする。

### 2 撮影範囲

体育の授業や休み時間等に主に使用する市有地等（都市公園等）とし、周辺に住宅等がある場合、撮影範囲に入らないようにする。

### 3 撮影方法

体育の授業や休み時間等に使用する時間帯に限り作動させる。

### 4 防犯カメラ設置の明示

実施機関は、設置する敷地内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

## 第3 防犯カメラの装置及び記録データの管理

### 1 管理責任者

防犯カメラ装置及び記録データを適正に管理するために、当該市有地等（都市公園等）を運動場の代わりに利用する、神戸市立学校の学校長を管理責任者とする。防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者に、操作させるものとし、それ以外の者に防犯カメラ装置を操作させない。

### 2 防犯カメラ装置の管理

管理責任者は、防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置を、防犯カメラの設置を所管する学校が管理する事務室内に設置し、防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うとともに、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失、改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な

措置を講じる。

### 3 記録データの管理

記録データの保存期間は、1ヶ月以内とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データの修正・加工を禁止する。

### 4 記録データの保存延長

管理責任者が保存期間を超えて保存が特に必要であると認める場合は、記録データの保存期間を変更することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複製してこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの回覧、複製及び持ち出しはしないものとする。

## 第4 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用又は外部提供しない。

- (1) 設置目的に即して犯罪の捜査及び事故の究明のため、捜査機関に協力する場合
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項その他法令に基づく照会があり、提出することに合理的な理由があると認められる場合
- (3) その他、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合

## 第5 記録データの消去及び廃棄

保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。

また、延長した保存期間が終了した電子記録媒体の画像・音声は、直ちに消去するものとし、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

## 第6 附 則

この要領は、平成30年●月●日から施行する。

# ◆ 防犯カメラ設置後の対応フロー

